

安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の改定概要について

1 見直しの視点、考え方

- (1) 社会経済情勢の反映
- (2) 県のその他の計画との整合性
- (3) 災害時の自助・共助の促進
- (4) 県民に分かりやすい計画（内容、指標）

2 構成について

別紙のとおり

3 内容について**(1) 第1章（基本的事項）****① 計画改定の趣旨**

→社会経済情勢の変化（「復興・創生期間」のスタート、豪雨災害の頻発、県政世論調査の結果から言えること、市町村・県民・事業者との連携・協力の必要性の高まり）を追加

② 計画の期間

→平成29年度～（32年度まで）4年間とすることを明記

③ 指標の設定と進行管理

→指標の設定と進行管理の実施、公表について追加

(2) 第2章（基本方針）**① 基本目標**

→震災以降の社会経済情勢の変化（未だ約8万8千人の避難者がいること、人口減少等による地域の活力低下の危惧）を追加

② 安全で安心な県づくり

→県民への安心に関する継続的な情報発信について追加

③ 基本的視点（基本理念）**○計画推進の基本姿勢**

→避難指示区域の見直しと地域での連携・協力の必要性を追加

→地域性の違いについて追加

○安全で安心な県づくりの取組方向

→各主体相互の連携・協力の推進を「協働（連携・協力）」に修正

→分かりやすい情報提供の必要性について追加

→5つ目の視点として人材の育成（人づくり）の推進を追加

(3) 第3章（県における推進施策）

→他計画との整合性や時点修正

→第2章(基本的視点)を受けた修正や委員から意見のあったことについての修正
(例:子どもたちへの放射線教育、体力の向上、食育の必要性・重要性等について、浜通りにおける交通事故の増加についてなど)

→分かりやすい計画となるよう指標について追加

(例:小中学生の体力・運動能力等調査結果について)

安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の見直し構成(案)について

現計画の構成
第1章 基本的事項
1 計画改定の趣旨
2 計画の性格
3 計画の位置づけ
4 計画の期間 (H25～H32)

第2章 基本方針
1 基本目標 【県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現】
2 安全で安心な県づくり 基本目標を実現するための様々な活動を「安全で安心な県づくり」と位置付け ・様々な地域における自主的な活動を促進 ・自主的活動の輪に様々な人たちが関わり、行政を含めたネットワークを形成 ・「安全」と「安心」を結びつける取組 ・安全確保の取組を通じ県民等が「安全」について理解し、行政・県民等による情報交換と対話による信頼関係を構築
3 基本的視点(基本理念) ○計画推進の基本姿勢 ・着実に安全・安心の回復を進めるため県が一丸となって計画推進に取り組む ○安全で安心な県づくりの取組方向 (1) 県民参画の推進 (2) 各主体相互の連携・協力の推進 (3) 対話型議論(リスクコミュニケーション)の推進 (4) 県民の基本的人権の尊重

第3章 県民の意識 県政世論調査結果

第4章 県における推進施策
第4章の位置付け
1 防災の推進
2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進
3 防犯の推進
4 虐待等対策の推進
5 交通安全の推進
6 医療に関する県民参画等の推進
7 食品の安全確保の推進
8 生活環境の保全
9 消費者の安全確保の推進
10 犯罪被害者等支援の推進

第5章 推進体制
1 市町村、県民等との連携体制
2 県組織としての連携体制
3 緊急時の体制等の整備

見直し案
第1章 基本的事項
1 計画改定の趣旨 ・東日本大震災・原子力災害から5年経過し、社会情勢が変化 ・豪雨災害や放射性物質による健康への不安、食に対する不安、防犯等の安全に関する不安など、県民生活を脅かす様々な危機事象が発生 ・安全・安心の確保の取組の重要性
2 計画の性格
3 計画の位置づけ
4 計画の期間 (H29～H32)
5 指標の設定と進行管理

第2章 基本方針
1 基本目標 【県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現】
2 安全で安心な県づくり 社会情勢の変化や豪雨や放射能など様々な事案における不安の高まり(安全で安心な県づくりの必要性) ・様々な地域における自主的な活動を促進 ・自主的活動の輪に様々な人たちが関わり、行政を含めたネットワークを形成 ・「安心」を実感できる地域社会づくりのため、分かりやすい、継続的な情報提供 ・安全確保の取組を通じ県民等が「安全」について理解し、行政・県民等による情報交換と対話による信頼関係の強化
3 基本的視点(基本理念) ○計画推進の基本姿勢 ・着実に安全・安心の回復を進めるため県が一丸となって計画推進に取り組む ・復興創生に向け、地域性に配慮し、個別施策を推進 ○安全で安心な県づくりの取組方向 (1) 県民参画の推進 (2) 各主体相互の協働(連携・協力)の推進 (3) 分かりやすい情報提供と対話型議論(リスクコミュニケーション)の推進 (4) 県民の基本的人権の尊重 (5) 人材の育成(人づくり)の推進

第3章 県における推進施策
第3章の位置付け
1 防災の推進
2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進
3 防犯の推進
4 虐待等対策の推進
5 交通安全の推進
6 医療に関する県民参画等の推進
7 食品の安全確保の推進
8 生活環境の保全
9 消費者の安全確保の推進
10 犯罪被害者等支援の推進

第4章 推進体制
1 市町村、県民等との連携体制
2 県組織としての連携体制
3 緊急時の体制等の整備